

第4部 具体的な施策

第1章 自然共生ネットワークの形成

第1節 基本的考え方

「プラン」を効果的に推進し、奄美の「宝」を具体的な施策へと結びつけていくためには、保全や活用に関する具体的な課題に対して、地域の関係者が協力・連携して対応する能力を高めていかなければなりません。また、この基礎として、広く地域住民の間で保全や活用に関する情報や意識を共有するとともに、来島者などに対して情報の提供や発信を総合的にこなっていくことが大切です。

これらを効果的に進めるため、具体的課題に応じた関係者のネットワーク、地域住民等のネットワーク及び様々な資源・施設等のネットワークの形成について検討していきます。

第2節 施策の展開

1. 具体的課題に対応するための関係者のネットワーク

(1) 総説

今後、奄美の「宝」の保全と活用の検討を進め、例えば、希少な野生動植物の保全、オニヒトデ等の駆除等によるサンゴ礁の保全、自然再生の検討、環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進、世界自然遺産の登録へ向けた取組などといった施策を具体化するに際しては、広域的な協力・連携のもとに解決を図るべき課題が生じることが想定されます。

こうした課題に対応するためには、関係者によってネットワークを形成することが大切です。課題に応じて情報の収集に努め、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施するよう努めます。

(2) 専門的な調査・研究の推進

特に、世界に誇れる奄美の「宝」として見い出されたサンゴ礁や希少な野生動植物などについては、その保全や活用の方向を具体化するにあたって科学的な知

見が必要とされます。

このため、希少な野生動植物等については、種の同定³⁹と標本の保存を進めてインベントリー（種目録）を構築するとともに、分布、個体数、生息密度、指定状況などの基礎的な情報の収集を進めます。また、サンゴ礁については、分布、被度、種構成、オニヒトデ等の影響などの基礎的な情報を収集します。なお、これら基礎的な情報の収集は継続的に行うとともに、データベースなど容易に利用できる形で蓄積していくようにします。

（３）協議会・連絡会議等の開催

具体的な課題に対応するには、調査・研究により収集した情報に基づき、保全・活用の方針について合意形成を図る必要があります。このため、課題に応じて、協議会や連絡会議等の設置を促進して関係者のネットワークを形成します。関係行政機関に加え、必要に応じて事業者、地域のＮＰＯ、地域住民、専門家などの参加を促進し、課題意識や課題解決の方法などについて情報を広く共有できるよう努めます。



オニヒトデ駆除対策検討会（写真提供 瀬戸内町）

（４）調査・研究施設等の充実・強化

情報の収集や合意形成を効果的に進めるために、調査・研究などの機能を有する施設の充実・強化を図ります。こうした機能を果たしうる既存施設としては、奄美野生生物保護センター（大和村）、奄美海洋展示館（名瀬市）、奄美博物館（名瀬市）、奄美自然観察の森（龍郷町）、東京大学医科学研究所奄美病害動物研究施設（瀬戸内町）などが挙げられます。

³⁹ 生物の分類学上の所属・名称を明らかにすること。

2. 参加を促進するための地域住民等のネットワーク

(1) 総説

奄美の「宝」の保全や活用にあたっては、直接の関係者以外にも広く地域住民の間に保全意識や郷土意識を共有することが大切です。また、身近な自然などの保全や活用にあたって、地域住民等が自発的・主体的に取り組むことも期待されます。

このためには、地域住民等のネットワークを形成することが大切です。保全や活用を担う主体を育成し、地域の「宝」について情報を収集し、住民の交流や取組への参加を促進します。

(2) 環境教育・環境学習の推進

保全や活用を担う主体を育成するためには、環境教育・環境学習を推進することが基本となります。これにあたっては、学校教育と社会教育の両面にわたる取組が重要です。

学校教育においては、「総合的な学習の時間」などで、奄美の「宝」すなわち奄美群島固有の自然や伝統的な産業・文化などを活用し、地域の自然や伝統などに愛情や誇りを持てる人材を育てます。

社会教育においては、奄美の「宝」などの学習資源を生かした生涯を通した学習機会を充実させることや「宝さがし」については、地域資源の調査であると同時に郷土意識や保全意識の醸成に寄与するという点で、環境教育・環境学習の手段としても有用であることから、この観点からも地域の主体性のもと、これを継続します。

また、「宝」が学校教育や社会教育において有効に用いられるため、教材、プログラムや地図など適切な形への加工を促進します。さらに、名人や「宝」に関して情報や経験を有する人材を、指導者などとして育成・確保するよう努めます。各学校においては、環境教育を推進するとともに、教員の資質向上を図ります。さらに、こどもエコクラブの設置を促進し、地域の子供達の主体的な環境学習や環境保全活動を支援するとともに人材の育成を図ります。



地域の子供達の体験活動
(写真提供 瀬戸内町)

(3) 集落の機能の維持・確保

奄美群島においては、伝統的に、自然の利用や維持管理などは集落を単位として行われ、このための伝統的な知識や技能が蓄積・継承されてきました。今後も、特に身近な自然の維持管理等について、これらの知識や技能を継承しながら集落が保全や活用の主体となることが期待されます。このため、集落の自治組織等の活動を促進します。

(4) NPOの活動の促進

近年、環境保全やまちづくりなど様々な分野でNPOの活動が活発になってきており、これらの活動は活力ある地域の創造につながるものです。特に、今後の奄美群島においては、NPOが主体的に「宝」の保全や活用を担い、地域づくりに発展させていくことが期待されます。このため、これらの活動の支援や関係団体の連携の強化を促進し、活動の一層の拡大を図ります。

(5) 「宝さがし」の継続

「宝さがし」は、地域住民や地域のNPOなどの積極的な取組や参加によって進められ、郷土意識や保全意識の醸成に寄与すると同時に、地域資源の調査として地域の施策を検討する場合の端緒となります。そこで、「宝さがし」を継続して、奄美の「宝」に関する情報の収集・整理を図ります。

見い出された「宝」は、その「宝」の種類等に応じて、保全や活用などの方法について、どのような取扱いを行うことが適切かを検討します。

また、身近な自然や伝統的な産業や文化等に関する「宝」は、特に、いかに人と自然とが関わってきたかという観点から情報を蓄積するよう努めます。

(6) 住民相互の交流の促進

奄美の「宝」の保全や活用にあたっては、直接の関係者以外にも広く地域住民の間で保全意識や郷土意識を共有することが大切です。このため、群島内の各島間あるいは群島外の地域とにおいて、住民相互の交流を進めます。

各島の「宝」を住民が相互に認識し、各島において個性的な地域づくりを目指すために各市町村や住民を主体とするワークショップ等の開催を促進します。県においては、奄美群島内の各市町村の輪番による「広域文化祭」によって、島唄・島口等の伝統的な文化を保存・継承するなどの取組を促進していますが、今後もこのような活動を継続していきます。また、専門家や群島外の住民の視点から奄美群島の価値に対して評価を受けるため、シンポジウム等の開催を促進します。さらに、「しまのサポーターネットワーク」の活用など、地域外の人が自分の興味や意識に応じて参加・協力できる仕組みを検討します。

(7) 交流施設の充実・強化

各地域の公民館、学校、公園などの施設は、保全や活用にあたって地域内外の各主体の交流を促進する機能を果たすことが期待されます。

3. 情報提供・情報発信のための施設等のネットワーク

(1) 総説

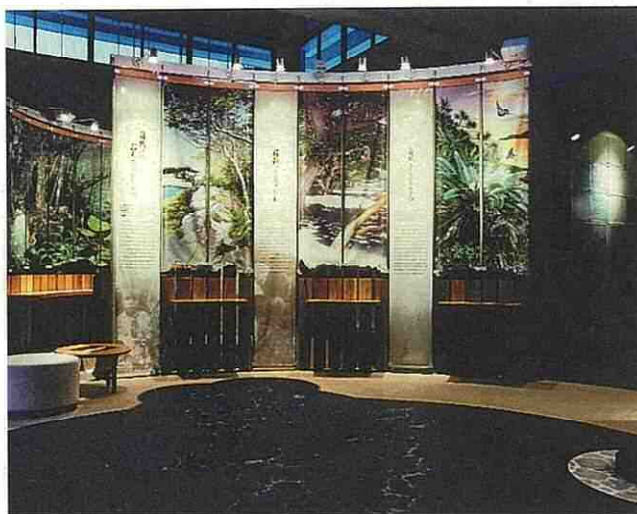
今後、奄美の「宝」を環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）などに活用していくにあたっては、来島者などに対して、個性的で魅力ある地域としてイメージを発信するとともに、奄美の「宝」の保全について普及・啓発を行う必要があります。

このためには、奄美の「宝」に関する情報を総合的に提供していくことが大切です。情報通信技術（ＩＴ）を活用するなどして情報媒体や情報提供拠点を充実・強化するとともに、奄美群島の様々な施設や資源をネットワークとして結びつけます。

(2) 情報媒体の強化

情報通信技術（ＩＴ）を活用するなどして情報媒体を強化し、より広い範囲での質の高い情報の提供を図ります。

情報提供の機能などを有する施設や市町村などのホームページ上に「宝」に関する情報を掲示・掲載するとともに、情報を有している団体や個人のホームページとの相互リンクを促進します。また、インターネット上で奄美の「宝」のライブ映像を提供するなど効果的な情報発信を図ります。さらに、民間の情報誌やガイドブックによる「宝」についての質の高い情報提供を促進します。



環境省奄美野生生物保護センターの展示
(写真提供 株式会社乃村工藝社)

(3) 情報提供拠点の強化

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）などへの「宝」の活用にあたって、情報の提供や発信などの機能を有する施設を拠点として位置づけて充実・強化します。

奄美パーク・田中一^{たなかいつそん}村記念美術館については、群島全体の情報提供拠点として、特色ある貴重な動植物や島唄、八月踊り等の独自の伝統・文化など、奄美の個性的で多様な資源を生かした魅力あるイメージの発信に努めます。また、地域的な情報提供拠点として機能しうる既存の施設として、黒潮の森マングローブパーク（住用村）、奄美フォレストポリス（大和村）、サザンクロスセンター（与論町）などが挙げられます。

(4) 様々な施設や資源のネットワーク化

情報の提供や発信以外の機能を有する既存施設についても、情報通信技術（IT）などを活用してネットワークを形成することによって、「宝」の保全や活用を支援する機能を果たすようにします。

これらの既存施設は、調査・研究、普及啓発、観光、教育、文化振興など様々な本来の目的を有していますが、共通の機能が付加されることによって情報の共有化が図られ、「宝」の保全や活用が効率的になされることが期待されます。例えば、観光施設と調査研究施設とが同一のネットワークで繋がることによって、より質の高い情報を紹介できます。また、「宝」について、各施設を拠点として住民参加型の調査を実施し、収集された情報を集積することも容易になります。

また、奄美群島の様々な地域資源をネットワークとして相互に結びつけて活用することにより、群島を丸ごと博物館に見立てた奄美ミュージアム（エコミュージアム）の取組も促進します。

第2章 サンゴ礁と海岸の保全

第1節 基本的考え方

奄美群島のサンゴ礁は、世界的に見て、分布の北限に位置しています。また、それ自体が多様な造礁サンゴの集合体であると同時に、多くの生物に生息・生育の場を提供するという重要な役割を果たしており、学術的に高い価値を有しています。さらに、サンゴ礁ばかりでなく砂浜やアダン林、干潟やマングローブ林、そこに生息・生育する動植物など、海岸の生態系も重要な価値を有しており、こうしたサンゴ礁や海岸の生態系は全体として優れた景観を形成しています。

加えて、奄美群島のサンゴ礁は自然の防波堤として機能するとともに、伝統行事や漁労の場などとして地域の生活や文化と密接に関わってきました。

これらの点から、サンゴ礁や海岸の生態系は奄美の「宝」として特に重要な資源であり、これを保全するため諸施策を一体として推進する必要があります。

第2節 施策の展開

1. 重要な対象の保護

サンゴ礁を保全していくため、サンゴの被度、サンゴ自体や生息する海生生物の多様性や希少性、他の地点へのサンゴの供給源としての機能などから重要な地域を特定します。こうした重要な地域については、自然公園法などによって制度的な保護を行います。

現在、奄美群島の沿岸部には比較的広範に自然公園（奄美群島国定公園）が設定されており、特にサンゴ礁の景観を保全するために重要な地域には海中公園地区（446.0ha）が指定されています。これらの区域内では、動植物の捕獲や海面の埋め立てなど行為が制限されてきました。しかし、近年、オニヒトデ等の食害や白化現象などサンゴ礁を取り巻く状況は大きく変化しています。新たな知見などにより地域指定が現状に対応していないことが明らかになった場合などには、既存の保護地域の見直しや拡充を進めます。

なお、この場合は、隣接する砂浜や海岸植物帯など海岸を構成する他の要素と一体的に検討します。また、干潟やマングローブ林など海岸の生態系についても、生物多様性の観点から重要な地域については自然公園法などによる保護を図ります。さらに、サンゴの再生については、科学的知見を用いるなどして検討を行う

が必要です。



奄美群島のサンゴ群集
(写真提供 瀬戸内町)

2. 影響要因への対策

近年、オニヒトデ等による食害や生活排水の流出など、サンゴに影響を及ぼす要因が顕在化しています。保護地域の設定とあわせて、これらの要因を積極的に抑制するための施策を進めます。

オニヒトデ等の食害については、これまで海中公園地区とその周辺で、県及び地元市町村で構成する「奄美群島海中公園海中資源保護協議会」が駆除を行ってきました。また、漁業保全の観点からも、地元市町村が主体となって駆除を実施してきました。

また、生活排水の流出に対して、沖永良部島で生活排水対策を目的とした条例⁴⁰などが制定されるなど新たな取組がなされています。

今後も、幅広い主体の参加と協力を得ることによって、これらの取組を充実強化していきます。



サンゴを食害するオニヒトデ (写真提供 (財)自然環境研究センター)

⁴⁰ 和泊町下水道条例

3. 保全のための基盤整備

(1) 科学的な調査・研究

科学的な見地から調査を行い、分布、被度、種構成などの基礎的な情報を継続的に把握するため、サンゴ礁のモニタリングネットワークの構築などについても検討します。また、オニヒトデや白化現象などサンゴに影響を及ぼす要因についても調査・研究を進めます。

(2) 参加の確保

サンゴ礁は地域社会にとって大きな価値を有しており、現在、オニヒトデ等の駆除については、個々の枠組みや地域を超えて漁業関係者、観光関係者、ダイバー、専門家の間に参加と連携が広がっています。その保全にあたってはボランティア等も含めた幅広い参加と連携が期待されることから、今後とも、こうした取組を促進します。

(3) 水質汚濁防止のための施設の整備等

奄美地域の沿岸海域では、各種の開発行為や営農に伴う赤土等の流出が見られるため、市町村土砂流出防止対策要綱及び大島支庁赤土等流出防止対策方針等に基づき、各種の流出防止対策を実施しているところです。また、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備の促進を図ります。

第3章 希少な野生動植物と森林の保全

第1節 基本的考え方

奄美群島には多様な生態系が成り立っており、多様な動植物が生息・生育していますが、とりわけアマミノクロウサギ等の希少な野生動植物は学術的に見て極めて高い価値を有しています。また、奄美群島に残された自然植生に近い亜熱帯性の常緑広葉樹林は、それ自体として貴重であるばかりでなく、希少な野生動植物の主要な生息・生育場所としても重要です。さらに、こうした亜熱帯性の常緑広葉樹林がまとまって存在することによって、地域に固有のすぐれた景観が形成されています。

これらの点から、希少な野生動植物と奄美の森林は奄美の「宝」として特に重要な資源であり、これを保全するための諸施策を一体として推進します。

第2節 施策の展開

1. 重要な対象の保護

希少な野生動植物の生息・生育場所や自然植生に近い亜熱帯性の常緑広葉樹林など、生物多様性や景観を保全する上で重要な「宝」については、地域や対象を特定して制度的な保護を行います。

こうした保護のために様々な制度的枠組みが用意されており、これらを適切に組合せるとともに、重要な対象の保護が十分に担保されるよう充実・強化していきます。

(1) 自然公園や鳥獣保護区の設定

自然公園や鳥獣保護区などの保護地域は、希少な野生動植物の生息・生育場所や森林など重要な地域を保全するために重要です。

現在、自然公園法に基づいて奄美群島国定公園（特別保護地区 496.0ha、海中公園地区 446.0ha、特別地域 7,332.0ha、普通地域 24,611.0ha）が指定されています。こうした区分に応じて、工作物を設けること、土地の形状を変えること、木竹を伐採すること、動植物を捕獲・採取することなどの行為が制限されています。

また、鳥獣保護法⁴¹に基づいて国設湯湾岳鳥獣保護区（320ha）が設定されており、このうち一部は特別保護地区（103ha）に指定されています。さらに、県設鳥獣保護区としては23カ所、5,208haが設定されています。鳥獣保護区内では鳥獣を捕獲することが制限されています。

しかし、生物多様性や景観を保全する観点からすれば、これら保護地域の設定場所や面積は必ずしも現状に適合していない場合があります。平成15年（2003）の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」においても、希少な野生動植物の生息・生育場所など重要地域の一部については保護措置が充分でないことが指摘されています。

このため、今後は、自然公園法や鳥獣保護法による既存の保護地域について、より一層、対象地域の特性などに応じた十分な保護措置を担保することとし、特に、希少な野生動植物の生息・生育場所については保護地域の拡充を進めるとともに、国立公園など国が責任を有する保護地域の設定を検討します。

（2）種の保存法⁴²、鹿児島県の希少野生動植物保護条例⁴³などによる施策

種の保存法や希少野生動植物保護条例等は、希少野生動植物の種の絶滅を回避するために重要です。

現在、種の保存法においては、奄美群島に生息・生育する8種の動植物（アカヒゲ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、ルリカケス、アマミデンダ、コゴメキノエラン、ヤドリコケモモ）が国内希少動植物種として指定されており、これらの種については捕獲や譲渡等が制限されています。また、この8種のうち2種（アマミヤマシギ、オオトラツグミ）については、現在、保護増殖事業が実施されています。こうした取組などの充実強化を図ります。

また、県では、平成11年（1999）から希少野生生物調査事業を実施し、その結果を、平成15年（2003）3月に「鹿児島県レッドデータブック」としてとりまとめ、この中には奄美群島の希少な野生動植物が掲載されています。また、同じく3月には、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を制定したところであり、これに基づき保護対象とする種等を指定し、捕獲や譲渡の制限を行っていきます。

さらに、大和村では、野生動植物を保護する条例⁴⁴が制定されており、希少動物98種を対象として保護区の設定などの措置が行われています。今後とも、これらに基づいた取組を充実・強化していきます。

⁴¹ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

⁴² 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

⁴³ 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例

⁴⁴ 大和村における野生生物の保護に関する条例



アマミヤマシギ(左)/アマミデンド(右) (写真提供 環境省奄美野生生物保護センター)

(3) 文化財保護法、鹿児島県文化財保護条例などによる施策

文化財保護法や文化財保護条例等は、学術的な価値の高い動植物やその生息・生育場所を天然記念物として指定しており、希少な野生動植物を保全する役割を果たしています。

現在、文化財保護法に基づいて、国の特別天然記念物としてアマミノクロウサギが、天然記念物としてアマミトゲネズミ、ケナガネズミ、アカヒゲ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、カラスバト、ルリカケス及びオカヤドカリなどの動物種と神屋・湯湾岳の自然林が指定されています。また、平成15年(2003)に、イシカワガエル、イボイモリ及びオビトカゲモドキも県の天然記念物に指定されたところです。これらについては、地方公共団体などが管理にあたっており、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為が制限されています。

今後とも、文化財保護法の適切な運用に努めます。

2. 影響要因への対策

奄美群島の一部では、移入種等の生息・生育が確認されており、希少な野生動植物を含む在来の生態系に対して重大な影響を及ぼしています。

奄美大島のマングースをはじめとして、ノイヌ、ノネコ、イタチなどの移入種等の捕食によって、在来の希少動物種が減少することが懸念されています。また、クマネズミなどとの競合によって、在来種(アマミトゲネズミ、ケナガネズミ)が減少することが懸念されており、昆虫類などについては移入種との交雑により遺伝的攪乱が生じる危険性が指摘されています。さらに、奄美群島に生息する約1,300~1,500種の維管束植物のうち、70~130種程度(各島によって異なる)が移入植物であり、在来の植物相に対する影響が懸念されています。

奄美群島は、固有で希少な動植物が生息・生育しているばかりでなく、島しょとして移入種の影響を受けやすい地域であり、今後は、国等と連携しながら、侵入の予防、定着後の防除及びモニタリングなど総合的な移入種対策を検討します。

希少な野生動植物の生息・生育場所へと侵入することを予防するため、イヌ、ネコ、ヤギなどについては飼養管理の徹底を図るとともに、移入種の不用意な放獣や放流などへの対策を検討します。また、沖永良部島のイノシシなど既に定着が確認されている種については、現状の把握に努め、防除の対象となる種の拡大を検討するとともに、根絶あるいは封じ込めなど適切な形で管理を推進します。

特に、奄美大島に定着しているマングースについては、希少な野生動植物への影響が甚大であることが明白であるため、既に、国がマングース駆除対策事業を実施しています。今後は、より効果的な捕獲方法の検討も含め、撲滅に向けた駆除を継続します。



捕獲されたマングース（写真提供 環境省奄美野生生物保護センター）

3. 管理の促進

保護地域内において各種事業を実施するなど、希少な野生動植物や森林を保全するために、これらの運営管理、維持管理が適切に行われるように努めます。

奄美群島の森林は、その重視すべき機能に応じて「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分されています。特に「森林と人との共生林」については、自然の推移にゆだねる施業または育成単層林施業・育成複層林施業を行うなど、保全を旨とした管理を促進します。また、奄美大島や徳之島の国有林については、現在設定されている保護林の区分に応じて適切な管理を図る必要があります。

4. 保全のための基盤の整備

（1）科学的な調査・研究

科学的な見地から調査を行い、インベントリー（種の目録）を作成するとともに、特定の種について分布、個体数、密度など基礎的な情報の継続的な把握を進めます。

(2) 参加の確保

希少な野生動植物の保全にあたっては、必要に応じて地域の合意形成や参加が期待されます。特に、マングースの駆除等の移入種問題への取組にあたっては、幅広い主体の参加を得るよう努めます。

(3) 奄美野生生物保護センターの拠点的功能

さらに、平成 12 年(2000)に国の奄美野生生物保護センターが開設されており、今後とも奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点としてその機能の充実強化を促進します。

第4章 身近な自然の保全

第1節 基本的考え方

奄美群島の自然は、学術的な価値のほか、人との関わりの観点から社会的な価値を有しています。特に身近な自然については、地域社会にとって重要な価値を認めることができます。

例えば、居住地や農地の周辺には海岸、里地・里山、河川・湧水など人々が生活の中で利用してきた自然が残されており、こうした場所には地域社会にとって意義を有する身近な動植物が生息・生育しています。また、こうした場所には地域の人々に親しまれてきた身近な景観も存在します。これら身近な自然やそれに育まれてきた伝統や文化・習俗は、長い時間にわたって積み重ねられてきた人と自然との関わりを表象しており、奄美の誇りやアイデンティティーと深く関わっています。

こうしたことから身近な自然は奄美の「宝」として特に重要な資源であるものと考え、重要な対象の保護、管理の促進、保全のための諸施策を一体として推進します。

第2節 施策の展開

1. 重要な対象の保護

一般的に、身近な自然は、日常的な利用や維持管理などの形で人が積極的な働きかけを行うことによって保全されてきました。これを踏まえて、保全にあたっては、住民の主体的な維持管理活動等を促進しつつ、法令や条例等による重要な対象の保護についても有効な手段として検討します。

ガジュマルやデイゴの巨樹・巨木など単体として貴重なものについては、保存樹の指定や保護植物の指定を行うことなどにより、一定の行為を制限することを検討します。また、地域で親しまれ、地域を象徴しているような身近な動植物についても、捕獲・採取等の行為の制限を行うことを検討します。さらに、集落、農地、海岸などの身近な景観やそれを構成している地形や遺跡等については、文化財保護制度などを適切に運用するよう努めます。

2. 管理の促進

(1) 地域の主体的な取組

身近な自然の多くは、集落共同体等によって利用や管理など一定の営為が加えられることによって維持されてきましたが、なかにはこうした維持管理が充分に行われていない例が見られます。身近な自然については、積極的な活用は保全に資する場合も多いことを認識しながら、保全を進めることが大切です。

こうしたことから、伝統的な維持管理の手法など地域に伝わる知恵を活用しながら、自治会・青年団等による定期的な清掃や除草などといった集落や地域住民の横のつながりによる地域の主体的な取組を促進します。

近年では里地・里山など人の営為が加わりつつ形成された自然に対する社会的な関心が高まっています。そこで、身近な自然の維持管理等についても、他地域の住民、地域のNPO、観光客など地域外の人々と連携していく可能性についても検討します。



地域の清掃活動
(写真提供 瀬戸内町)

(2) 身近な野生動植物の管理

地域で親しまれていたり、地域を象徴している身近な動植物について、その生息・生育の場所を整備したり、保護増殖のための事業を行うことを検討します。

なお、ハブによる咬傷被害やリュウキュウイノシシによる農林業被害など、一部の身近な野生動物は人の健康や財産に損害を与えることがあります。こうした野生動物については、鳥獣保護法による有害鳥獣捕獲の実施などの対策を継続します。



アカショウビン (写真提供 名瀬市)



ハブ (写真提供 名瀬市)

(3) 身近な景観や文化財等の管理

文化財保護法等によって指定されている地形や遺跡等の景観を構成している要素については、所有者等の適切な管理を確保するため、市町村などによる指導や修理の補助が行われています。今後も、各地域の歴史的な遺跡などについて、奄美の「宝」として重要と思われるものについては、その維持管理が十分に確保されるよう努めます。また、農村地域においては生態系の保全や良好な景観の形成を推進します。



アダンの砂浜 (写真提供 笠利町)



フクギの小道
(写真提供 (財)自然環境研究センター)

3. 保全のための基盤の整備

(1) 「宝さがし」による情報の蓄積

身近な自然は、地域における伝統的な人と自然との関わりのもとで形成されてきたことから、こうした関わりについての情報は、多くの場合、各地域に存在します。このため、「宝さがし」による発掘になじみやすいと思われます。これを継続し、これら身近な自然についての情報を蓄積していきます。

(2) 環境教育・環境学習への活用

身近な自然は、体験を旨とする環境教育・環境学習の資源として特に有用であると思われることから、その活用を促進します。

(3) 維持管理主体の確保

地域のボランティアやNPOの活動を促進するとともに、集落の機能の維持を図るなど、身近な自然の「守り役」すなわち維持管理を担う主体の確保を促進します。これらの身近な自然は、各地域の伝統や文化・習俗と関わりが深いものであり、各地域の意思を尊重しながら慎重に取り扱っていく必要があります。

第5章 自然再生の検討

第1節 基本的考え方

奄美群島においても、奄美の「宝」であるサンゴ礁や海岸のアダン林など学術的又は社会的な価値のある自然が、既に本来の姿を失っている場合や減少、衰退しつつある場合などがあります。こうした「宝」については、本来の良好な状態を取り戻して、その価値を将来にわたって継承していくため、いわゆる自然再生の実施を検討します。

自然再生の考え方は21世紀「環の国」づくり会議（平成13年【2001】）、新・生物多様性国家戦略（平成14年【2002】）などに盛り込まれました。これらを受けて、平成14年（2002）には自然再生推進法が成立しました。

これによれば、自然再生は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことなどを目的として、国、地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的として実施される取組です。

奄美の「宝」の再生にあたっては、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながらその検討を進めます。

第2節 施策の展開

1. 自然再生の内容と理念

自然再生は、既に本来の姿を失った自然や減少・衰弱しつつある自然を再生する取組です。こうした取組は、自然が良好な状態で現存している場所での「保全」、本来の自然がほとんど失われた自然生態系を取り戻す「創出」、再生された自然を良好な状態に保持するための「維持管理」を含むものです。

自然再生の理念としては、地域の多様な主体が連携しながら自主的に取り組むこと、自然の微妙な均衡を踏まえ科学的な知見に基づいて慎重に行うこと、着手後もモニタリングを行い科学的評価を取組に反映していくこと、環境教育・環境学習の場としての活用を考慮することが大切です。

2. 考えうる取組

自然再生の対象となる自然は特に限定されていませんが、奄美群島においては以下のような取組が効果的と思われます。

(1) サンゴの再生

奄美群島のサンゴ礁は、白化現象やオニヒトデ等の食害のために一部で衰退・減少が見られます。そこで、こうした場所においてサンゴの再生を検討します。海流やサンゴの残存状況などから保全・再生のために重要な地域を特定した上で、モニタリング調査、オニヒトデ等駆除事業の実施及び再生技術の検討などの取組を行うことが想定されます。



白化したサンゴ（写真提供 名瀬市）

(2) 希少な野生動植物の生息・生育場所の再生

奄美群島において希少な野生動植物の分布は縮小・後退する傾向にあり、一部では個体群⁴⁵の孤立化が懸念されています。そこで、こうした場所などにおいて、生息・生育場所の再生を検討します。植生や水辺環境を再生する、それらに影響を与えている移入種等の動植物を防除するなどの取組が想定されます。

(3) 身近な自然の再生

奄美群島における人と自然との関わりの中で形成されてきた身近な自然についても、地域の個性を表現するものとして積極的に再生を検討します。身近な自然の再生にあたっては、対象となる自然の特性に応じて、きめ細やかに実施するとともに、これらが伝統的な利用によって維持されてきたことを踏まえた維持管理を取組に盛り込むことが期待されます。取組の内容としては、アダン林等の海岸

の自然植生の再生と維持管理、河川、水田、棚田、泥田、湧水及び溜池等の湿地環境の再生と維持管理などが想定されます。

3. 自然再生のための基盤の整備

自然再生は、対象の特性を踏まえた上で科学的な知見を活用しながら、いわゆる順応的管理の考え方⁴⁵に基づいて慎重に進められなければなりません。このため、自然再生の検討にあたっては、事前の調査、事業の実施、モニタリングなど各段階において専門家の関与を求め、「宝」についての専門的な調査・研究を行うよう努めます。

また、自然再生については、国や県などの検討に限られるものではなく、「宝」さがしの成果を受けて、地域が自らの発意で「宝」の再生に取り組むことも可能です。この際には地域住民、NPO、土地所有者などを含む多様な主体の参加のもとで、「宝」をいかに再生していくのか、計画の段階からの合意形成に努めます。

⁴⁵ ある地域にすむ同種の個体の集まりをいう。

⁴⁶ 自然は複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識し、その構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理を順応的に行うこと。自然の変化に関する的確なモニタリングと、その結果に応じて管理の方法を柔軟に見直していくことが大切である。

第6章 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進

第1節 基本的考え方

奄美群島は、固有の自然や伝統的な産業・文化など他の地域に見られない個性的で、観光の資源として非常に魅力的な「宝」を有していますが、それを観光の資源として活用する場合には、その保全に充分配慮する必要があります。特に、同時に多人数の利用に適さない「宝」の活用については、いわゆる環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の考え方に基づいて展開されることが望まれます。

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）とは、資源の持続なくして観光は成立しないこと、地域住民の参加なくして資源の保全は困難であること、経済的な効果なくして住民の参画は期待できないことを認識して、地域の資源の保全、地域の資源を活かした観光の成立及び地域の社会経済の活性化を適切なバランスのもとに実現しようとする考え方です。環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の考え方は、人と自然とが共生する地域を目指す「プラン」の理念と合致するものであり、今後奄美群島において「宝」を活用した環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）を積極的に推進します。

第2節 施策の展開

1. 考え方の提示

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）を推進するにあたっては、過剰な利用によって「宝」が損なわれないように配慮することが大切です。その上で、プログラムの開発、ガイド等の人材の育成、宿泊施設の充実、土産物等の商品開発や販売の促進などが必要となります。その際には、地域社会に対して利益を還元すること、また同時に、地域社会の協力のもと、地域固有の生活や文化を資源として可能な限り活用することが大切です。

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）に関係する主体は、こうした考え方に沿って行動し、また、こうした考え方を地域に対して提示していくことが期待されます。

2. 具体的な取組

(1) 計画の策定

上記のような考え方に沿って環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）を実施するにあたっては、まず、奄美群島全体について、望ましい環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の全体像を提示する全体計画の策定が必要となります。全体計画の策定にあたっては、奄美群島における環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の基本理念、基本方針、保全計画（地域区分や区分ごとの保全・利用の方針）、利用計画（提供するサービス、必要な仕組みや施設）などを検討することが望まれます。

次に、全体計画に基づいて、群島内の各地域（各島）ごとの地域計画が必要となりますが、地域計画の策定にあたっては、各地域の特性に応じて全体計画を具体化し、各地域における環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の基本理念、基本方針、保全計画（地域区分や区分ごとの保全・利用の方針）、利用計画（提供するサービス、必要な仕組みや施設）などを検討することが望まれます。

(2) 過剰な利用の防止

現在、奄美大島など一部の地域においては、シーカヤック、ダイビング、原生林探訪などの環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）が充実しつつあるものの、特定の資源に利用が集中する傾向が見られます。「宝」が過剰に利用されることを防止するためには、保護地域の設定や管理の促進などの施策を適切に運用することが基本となります。加えて、将来的には、事業者などによる主体的な保全利用協定などの締結や認定制度の創設、地域的な利用ガイドラインの策定等について検討される必要があります。

(3) 情報提供の質の向上

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の資源として奄美の「宝」を利用するにあたって「宝」を効果的に活用するためには、資源の総合的利用と質の高い情報提供を行うことが重要です。

事業者等が、地域のNPOや地域住民と協力して、奄美の「宝」という資源の総合的な利用と良質な情報の提供が行われるよう努めることが必要です。

(4) 環境教育・環境学習との連携

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）のための人材やプログラムは基本的には観光を目的として育成・開発されますが、これを環境教育・環境学習においても効果的に活用することが可能となります。事業者等も連携することによ

て、こうした取組を促進します。

3. 活用のための基盤の整備

(1) ガイド等の育成

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）が適切な形で推進されるためには、事業者の他に、コーディネーターやガイドなどの人材が育成されることが大切です。

特にガイドについては、既に環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）が普及している地域においても、その育成が重要であるとの認識もあり、地域で提供可能な環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の態様に応じて、地域資源に関する知識、コミュニケーション能力、マネジメント技術など必要な技能を有する地域の人材を確保することが重要です。

(2) 地域住民や研究者の参加

地域住民は「宝」の最も身近に生活しており、「宝」に関する社会的な情報など幅広い知見を有していると考えられます。環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）導入の計画段階からワークショップなどの合意形成の参加を促進します。また、研究者は調査・研究などを行って「宝」の価値を科学的に明らかにし、これを踏まえて適切な利用のためのアドバイスをを行うことが期待されます。

(3) プログラムの開発等

環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）を適切な形で推進するためには、あらかじめ利用可能な資源を把握し、これを踏まえて地域計画の策定、事業者等によるプログラムの作成、ガイドの育成などを効果的に行うことが重要です。

そこで、環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）に活用可能な各地域の資源の把握、「宝」をとりまとめた地図や季節暦の作成、プログラムの開発及び対外的な発信手段などの整備を促進します。また、事業者等と協力しながら利用動態についてのモニタリングを実施することなどにより、地域計画や保全利用協定等への還元を図ります。

(4) 利用施設の整備

受入の基礎となる交通や宿泊施設等については、環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の利用形態に応じて、民間活力の導入を図ることなどにより整備を促進します。また、各地域の自然の性格に応じ必要最小限の範囲で、案内板や歩道及びトイレなどの整備を進めます。

第7章 奄美ブランドの創出

第1節 基本的考え方

近年、全国的に地域の平準化・画一化が指摘される中で、地域が固有のイメージを確立して、これを積極的に発信していくことが求められています。また、農林畜産物などの安全性やブランドイメージについて社会的な関心が高まっており、生産活動にあたってこうした事柄に配慮し、消費者に信頼性のある情報を提供することが商品としての付加価値を高めることになるものと思われます。

奄美群島の固有の自然やそれに育まれた生活や文化は、他の地域に見られない個性的なものです。これらを活用することによって、地域としてのイメージを確立すると同時に、そのイメージを用いて商品の付加価値を高めることができます。とりわけ農林畜産物や伝統的な産品などについては、この地域の豊かな自然に育まれていることなどをブランドイメージとして活用することが期待されます。

第2節 施策の展開

1. 考え方の提示

奄美のブランドを創出するにあたっては、豊かな自然に育まれた特産品等の生産や伝統的な産業の継承に努めることが大切です。その上で、奄美に固有の自然、生活、文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して奄美群島のイメージを形成すること、また同時に、調査・研究、商品の開発、販路の確保などによって、奄美に固有のイメージを地域社会の利益へと還元することが大切です。

奄美のブランドの創出に関わる主体は、こうした考え方に沿って行動し、また、こうした考え方を地域に対して提示していくことが期待されます。

2. 具体的な取組

(1) 地域の自然と適合した特産品等の生産

奄美群島の農林畜産物なども、地域の気候、地形、地質、在来動植物などの自然に適合するように、あるいは、これを積極的に利用しながら生産されてきました。

特に奄美群島の特有な自然への適合や利用のあり方など、農林畜産物と自然と

の間の関わりについて情報提供を促進して、奄美のブランドの創出を推進します。
また、これらの農林畜産物を加工した特産品や郷土料理等については、地域の原材料の利用を促進することによりブランドの創出を推進します。



サトウキビ畑の風景（写真提供 伊仙町）

（２）伝統的な産業についての考え方

大島紬や黒糖づくりなどの伝統的な産業は、それ自体が地域の個性をあらわすものであり、奄美の「宝」として継承されるべきものです。同時にそれらは、奄美群島における伝統的な人と自然との関わりのもとに成立したものであって、身近な自然を利用するなど他の「宝」と密接な関係を有しています。

今後は、「宝」の保全などが適正に行われていることなどにより、商品の付加価値が生み出され得ることに考慮しながら、その振興等を推進します。



大島紬の生産（泥田）
（写真提供 笠利町）

（３）「かごしまブランド産地」の指定

鹿児島県においては、品質、生産量、生産方法、出荷体制など一定の基準を満たす農林畜産物や加工食品については、「かごしまブランド産地」の指定や「ふる

さと認証食品」の認証を行っています。奄美群島では「沖永良部のばれいしょ」が、「かごしまブランド産地」に指定されており、また、「黒糖」が「ふるさと認証食品」の「伝統製法食品」に指定されています。

今後、他の品目においても指定を目指すことにより、高品質ブランド化を図ります。

(4) 「長寿の島」や「子宝の島」を誇りとする情報発信

奄美群島は、ギネスブックによって長寿世界一と認められた人物を2名も輩出しています。また、100歳以上の長寿者は人口10万人あたり63人を占めていますが、これは全国の平均と比べても遥かに高い数値であって世界に誇れる長寿の地域です。こうした長寿は、奄美群島で長い間積み重ねられてきた人と自然との関わりを基礎としているものと思われます。

また、奄美群島では、市町村別の合計特殊出生率⁴⁷が全国でも有数の高水準にあるなど、子育ての環境に恵まれた地域でもあると考えられています。

このような奄美群島の特性を医学的・社会科学的に分析・検証を進め、これを踏まえて全国に向けて情報を発信します。

(5) 自然に配慮した生産

農林畜産物などの生産については、「鹿児島県環境保全型農業推進の基本方針」や「鹿児島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画」などに基づいて、化学肥料や農薬の使用量の削減、農業用廃プラスチック類の適正処理、有機農産物等の生産支援、家畜排せつ物の適正処理など環境負荷の低減に向けた取組を進めることが示されています。

奄美群島の農林畜産物などについても、こうした取組をしながら生産を行っていること、これにより地域の豊かな自然が守られていることなどの情報提供を促進して、奄美のブランドの創出を推進します。

3. 活用のための基盤の整備

(1) 調査・研究

黒糖、ソテツ、薬草、海洋深層水、鉄分に富んだ奄美群島の赤土など奄美の「宝」を新しい産業やブランド化に結びつけるための調査・研究などの成果を活用し、また新たな視点からの調査・研究を進めながら産業の育成を図ります。なお、これにあたっては、大学等の研究機関との連携に努めます。

⁴⁷ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子供数を示す。

(2) 情報の発信

農林畜産物のブランド化については、奄美群島の自然が守られていることがブランドイメージの背景となります。また、伝統的な産業についても奄美群島の自然や文化との密接な関係が商品の価値を生み出すことができます。こうしたことから、奄美群島の自然や文化についての情報を消費者に対して積極的に発信し、ブランドの確立や販路の拡大を促進します。また、販路の拡大に向けた情報の収集や発信のために群島内外のアンテナショップ等の活用を検討します。

(3) あらゆる産業への配慮の織り込み

活用のための基盤の整備にあたっては、あらゆる産業の育成において、奄美の「宝」への配慮を商品の価値の一部とすることが大切であり、これを促進します。

第8章 自然に対する配慮の徹底

第1節 基本的考え方

世界に誇れる奄美群島の自然など奄美の「宝」を将来に継承していくためには、まず、それぞれの地域に生活している住民の意識の有り様が重要です。すなわち、奄美群島の貴重な自然を背景にした、人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、住民自らが主体性をもった「主人公」となる必要があります。その基本として、日常生活や通常の事業活動等において、省資源化、ごみの減量化、生活排水の排出などに留意をし、自然に対する配慮に率先して取り組むことが大切です。

また、奄美群島で実施される社会経済活動全般について、これらの施策・事業の実施や社会経済活動等の実施にあたって奄美の「宝」の価値を損ねることがないよう、「宝」に対する影響を及ぼしうる態様等に応じて適切な配慮を行うべきです。

第2節 施策の展開

1. 住民等による配慮

(1) 住民等による配慮のあり方

本県においては「地球にやさしい県民運動」が展開されています。「鹿児島県地球にやさしい県民運動推進会議」を推進母体にして、環境に配慮した生活様式づくり、環境と調和した地域づくり、循環を基調とした社会システムづくりの3点について取組が行われています。

特に、奄美群島の各地域は島しょとして独立していることから、可能な限り各島内において循環が成立していることが望まれます。地域の住民は、主体性をもって、省資源化、ごみの減量化、水環境の保全、自然環境等の保全、地域における環境保全活動への参加、廃棄物の適正処理などについては積極的に取り組むことが期待されます。

(2) 住民等による配慮を支える施策

これら住民等による配慮を支えるため、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めるとともに、廃棄物の適正処理を確保するための施設整備、不法投棄防止

対策を推進します。

家電リサイクルについては、指定引取場所の設置など収集運搬体制の整備促進を図り、自動車リサイクルについてはその適正な実施に努めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備や風力、太陽光など新エネルギーの導入を促進します。

2. 事業等の実施にあたっての配慮

(1) 環境影響評価

事業等の実施にあたっては、「宝」に対してあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、今後も、環境影響評価法及び県環境影響評価条例等の適正な運用を図ります。

(2) 自然環境配慮型の公共事業の推進

「宝」に対する影響が予想されるものの、社会経済上の必要などから公共事業を実施する場合には、できるかぎり影響を低減するよう努めることが大切です。「意向調査」においても、在住者の73%が、「公共事業は自然環境に配慮しながら行うべき」としています。こうした観点から自然環境配慮型の公共事業を推進します。

これまでも、道路、河川、港湾、農業農村整備などの公共事業の実施にあたっては、自然環境に対して配慮をしてきたところです。また、農業農村整備も自然環境保全に配慮しつつ推進しています。森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて森林の施業を行っています。また、林道についても景観や生態系の保全等に配慮した整備が進められています。一般国道58号などの道路整備にあたっては生態系に配慮した道（エコロード）として、生態系の分断を避けるためのトンネルや橋梁等の多用、動物専用の横断構造物の設置等の整備を行っています。

役勝川などの河川整備にあたっては「多自然型川づくり」を推進しており、多様な水辺の保全、魚道の設置、河岸の緩傾斜化、自然石護岸など、各種事業において自然環境に配慮した整備を行っているとともに、大和村の生活貯水池である大和ダムの建設においては「大和ダム自然環境検討会」を設置し自然環境に配慮したダムづくりを進めています。また溪流環境に配慮した砂防事業を実施しています。海岸の整備についても、護岸の緩傾斜化や親水性に配慮した整備を行っています。港湾の環境整備においても、地元に生育する樹種の植栽による緑地整備を行っています。

今後も各種事業の実施にあたっては、奄美群島の貴重な野生動植物の生息・生

育環境に配慮した道づくりや多自然型川づくり、魚道の設置、法面への在来種による種子吹付など、奄美群島の自然の特性を踏まえて自然環境に配慮するための技術や工法の導入をより一層推進します。

なお、住宅整備については、省エネ、省資源等による地球環境の保全等を目指し、奄美の風土などに合った公共及び民間による環境共生住宅の整備の促進を検討します。

（３）環境保全型農業の推進

「宝」への影響が予想される生産活動を行うにあたっては、なるべくこれを低減する方法で進めることが望まれます。

農業生産にあたっては、「環境にやさしい農業」すなわち農業の有する自然循環機能を生かしながら、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業を推進します。希少な野生動植物など奄美群島の貴重な自然は一度損なわれれば回復が極めて難しいことから、農業生産にあたっては特段の配慮がなされるよう努めます。

環境保全型農業の推進については、生産性と環境保全が調和した「環境にやさしい産地づくり」を目指し、堆肥生産施設の整備や堆肥原料の確保による良質堆肥の生産・流通・利用の促進、心土肥培・心土破碎等の不良土壌改善対策を通じた健全な土づくり、土壌診断に基づく適正な施肥、病虫害発生予察等に基づく適正な防除、農業用廃プラスチック類の適正な処理など環境負荷の軽減に向けた取組をさらに推進します。

環境にやさしい畜産経営については、家畜排せつ物の管理・処理に必要な技術・巡回指導を強化するとともに、「鹿児島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画」に基づき、地域の実態に即した家畜排せつ物処理施設の整備を促進します。

（４）赤土等の流出防止対策

奄美地域の沿岸海域では、各種開発にともなう河川や海域への赤土等の流出が見られ、環境への影響が懸念されていることから、土砂流出防止対策要綱（市町村）、大島支庁赤土等流出防止対策方針（県）、徳之島開拓建設業土砂流出防止対策実施基準（国）などに基づき、赤土等流出防止対策が実施されてきました。各種事業の実施にあたっては、沈砂池の設置などの対策とともに、調査研究や普及啓発を推進します。

第9章 世界自然遺産登録に向けた取組

第1節 基本的考え方

世界遺産条約は「顕著な普遍的価値」を有する自然遺産や文化遺産を保護・保存するための国際的な取り決めです。また一方で、世界遺産への登録は観光や地域のアイデンティティーへの貢献など地域活性化の方策としても注目されています。

奄美群島には、亜熱帯性常緑広葉樹の森林、固有で希少な野生動植物、多様性に富んだサンゴ礁などの自然が残されています。こうした奄美の「宝」は、世界的にも高く評価されるものであって、平成15年（2003）の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」においても、奄美群島を含む琉球諸島が、世界遺産条約に定める登録基準等を満たす可能性の高い地域の一つとして選定されています。

また、世界自然遺産への登録は、奄美の「宝」の保全と活用のあり方について枠組みを定めるものであることから、保全と活用の主体である地域において合意形成がなされることが大切です。「意向調査」においても、在住者と出身者の多くが、地域の合意形成のもとに世界自然遺産への登録を進めることを支持しています。

これらを踏まえて、奄美群島地域の世界自然遺産への登録に向けた取組を積極的に推進します。

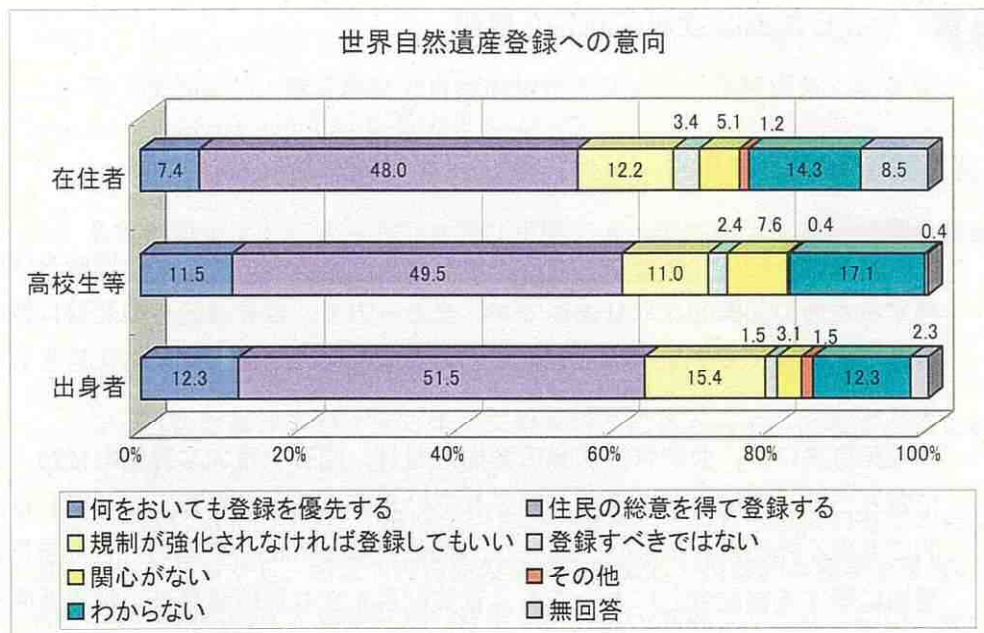


図 4－1 奄美群島在住者、群島在住の高校・専門学校生、群島出身者から見た、奄美群島の世界自然遺産登録への意向

問：鹿児島県においては、平成14年度から、人と自然が共生する地域づくりを推進するため、「奄美群島自然共生プラン」を策定することとしており、その中で奄美群島の世界自然遺産登録を目指したいと考えていますが、これについて、次のうちあなたのお考えはどれに近いですか。（次の中から1つ選び、その理由もお聞かせ下さい）

回答数：在住者・2056、群島在住の高校生等・専門学校生・573、群島出身者・130

出典：奄美群島振興開発意向調査報告書（鹿児島県，2002）より作成

第2節 施策の展開

1. 保護措置の担保

（1）保護担保措置の必要性

世界自然遺産は、国が推薦した物件の中から世界遺産委員会が審査することによって登録されますが、このためには地形・地質、生態系、自然景観、生物多様性など自然の資質について一定の基準を満たしていることが必要です。また、こうした一定の基準の他に、これらの資質が損なわれないよう法律に基づいた保護措置がとられていることなども要求されます。すなわち、どれほど価値のある自然であっても、その価値を将来にわたって継承していくための措置が不十分であれば世界自然遺産になることはできません。

奄美群島は、自然の資質についての基準は十分に満たしているものと思われます。上記の検討会においても、奄美群島を含む琉球諸島について、島弧海溝系の地形、亜熱帯性広葉樹林からサンゴ礁まで相互に関連する生態系、多様な景観美などの要素が基準を満たしうることが認められました。とりわけ固有種を含む希少野生動植物については、世界自然遺産としての資質の中心であることが指摘されたところです。

しかし他方で、法律に基づいた保護措置については、特に、希少な野生動植物の生息・生育場所について保護地域の設定が充分でないことが指摘されているところです。

こうしたことから、奄美群島が世界自然遺産への登録を目指すには、生物多様性などの観点から重要な地域とりわけ希少な野生動植物の生息・生育場所について、保護担保措置を十分に講じておくことが求められます。

（２）保護担保措置の検討

登録に際しては、第一に、重要な地域に一定以上の領域と効果を有する保護地域を制度上設定すること、第二に、こうした地域について管理計画を策定することが保護担保措置として求められます。

保護地域の設定については、保全すべき地域を明確にした上で、既存の保護地域の見直しや拡充を進めるとともに国立公園等の国が責任を有する保護地域の設定を推進します。

また、管理計画については、遺産となる地域について一体的な管理を実現するために、国、県及び地元の市町村が相互に協力・連携しながら策定を進めます。管理計画の内容については、管理の方針、保護地域の設定、連絡会議等の管理体制、自然再生等の管理事業等について具体的な検討を進めます。

2. 登録に向けた基盤の形成

（１）様々な主体の連携

世界自然遺産への登録に向けた取組は、国や県だけでなく市町村、NPO、地域住民など地域の多様な主体が協力して進めることが重要です。また、上記の検討会では沖縄諸島を含めた地域として選定されていることから、沖縄県との連携も必要となります。

こうした幅広い主体の協力・連携を確保するために、世界自然遺産登録のための連絡会議などを設置し実務的な検討を進めます。また、地域のNPOや地域住民の参加によるワークショップや奄美の自然に関する公開連続講座などを開催して、地域における合意形成を促進します。

(2) 調査・研究の推進

世界自然遺産への登録を進めるためには、当該地域の自然についての科学的な知見が不可欠です。このため、奄美群島の自然についての調査・研究を促進するとともに、専門家等から構成される学術研究会などを設置します。

(3) 交流の促進、情報の発信

登録に向けた取組や登録後の施策展開などについて、国内の他地域との意見交換や国際的な交流を行うため、内外から広く参加者を募ってシンポジウムなどを開催します。また、登録後の自然環境の保全や活用について地域の主体的な取組が求められることから、こうした交流の場等において地域の意思の積極的な発信を促進します。

(4) 主体としての住民に期待されるもの

世界自然遺産への登録を目指した取組を行うにともなって、群島外との交流が活発となり、群島外から注目される機会も増えることが予想されます。こうした群島の外からの視点に立てば、保護地域以外の場所についても世界自然遺産にふさわしい景観や風景が保たれていることが重要です。また、群島外から注視を受けることによって、住民の意識が醸成され、群島内で登録に向けた機運が高まることが考えられます

こうした認識を踏まえて、住民の主体的な取組による、世界自然遺産にふさわしい景観や風景づくりなどが期待されます。

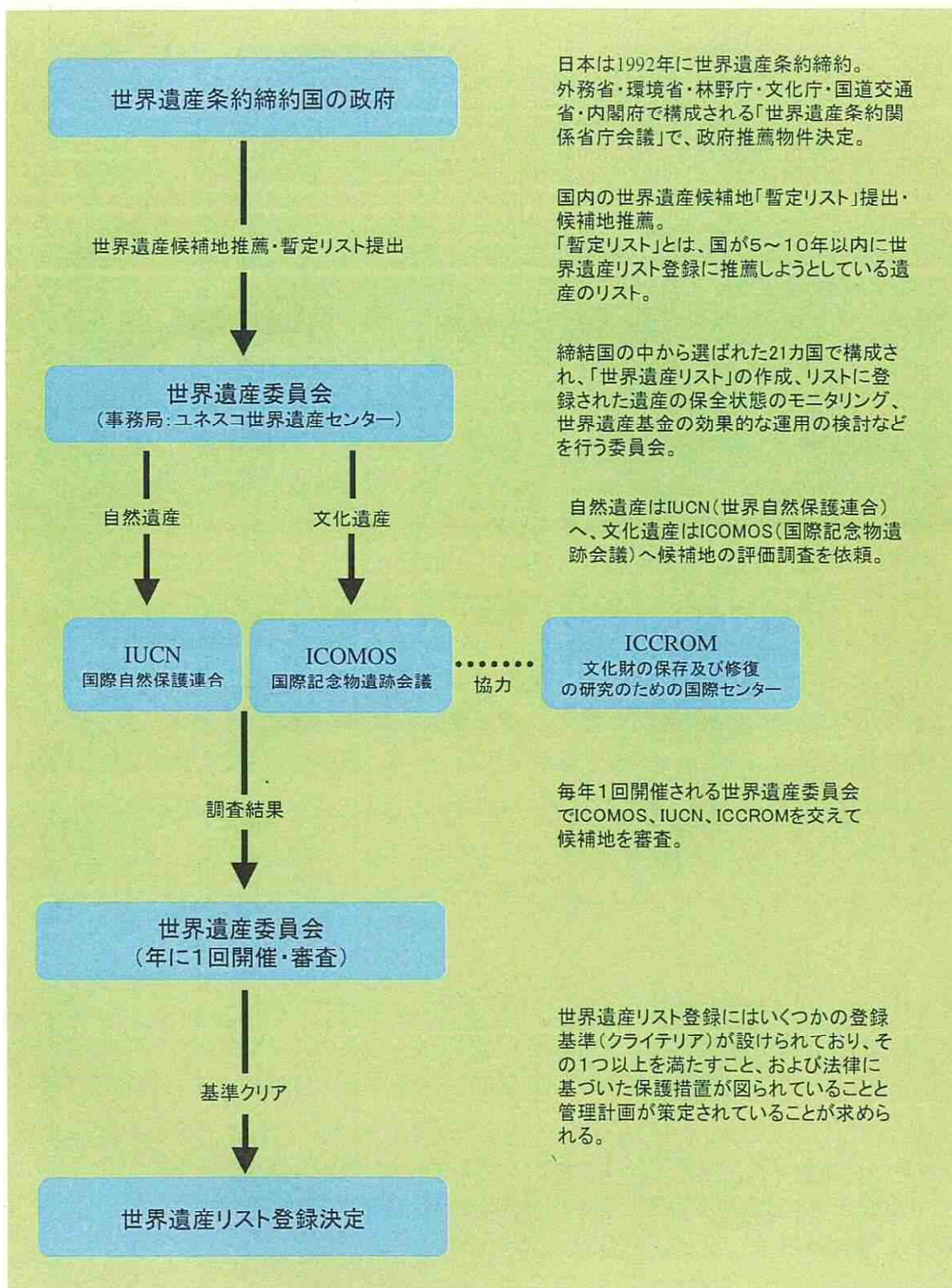


図4-2 世界遺産登録までのプロセス

出典：日本ユネスコ協会連盟のホームページ

http://www.unesco.jp/contents/isan/isan_p.html から一部改変して作成